

沖縄県個人情報保護審査会答申第 111 号 概要

①件名	特定日に特定人から通報を受けて臨場した警察官の対応記録に係る部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和 5 年 3 月 6 日（受理：令和 5 年 3 月 8 日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（地域部地域課）
④決定年月日	令和 5 年 3 月 20 日（沖地第 1677 号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	<p>(1) 条例第 15 条第 3 号（警部補以下の職員氏名）に該当開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあるとして「沖縄県個人情報保護条例施行規則」第 1 条（警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職）で定める職に該当することから不開示とする。</p> <p>(2) 条例第 15 条第 3 号（第三者の個人情報）に該当開示請求者以外の個人情報であって、開示することにより、当該第三者個人の権利利益を不当に害するおそれがあることから不開示とする。</p>
⑦審査請求年月日	令和 5 年 5 月 8 日（受理：令和 5 年 5 月 8 日）
⑧審査請求の趣旨	開示請求に対する部分開示決定に不服があるので、審査請求を行う。
⑨審査請求理由要旨	<p>(1) 本件特定文書の「トラブルの取扱いについて」と題する書面「4 状況」の黒塗り部分 3 番目については、その下行に「相手当事者へ訴え人からの聴取内容を伝えた」とされており、審査請求人は、訴え人からの聴取内容を警察官から知らされていることから、不開示理由の「開示請求者以外の個人情報であって、開示することにより、当該第三者個人の権利利益を不当に害するおそれがある」は矛盾しており、開示されるべきである。</p> <p>(2) 一般市民の審査請求人には逮捕の「脅し」若しくは債権回収の「思いとどませ」に思えた警察官の「不退去罪に抵触する恐れがある」と云う警告もどきの根拠が「4 状況」の 2 番目の黒塗り部分にあるとすれば、訴え人の債務逃れのために警察通報が利用され、当事者双方が引きはなされた状況下では、訴え人による虚偽申告があった疑いが残る。よって黒塗り 2 番目の部分は特段の事情による開示が審査請求人には必要である。</p>

⑩諮問年月日	令和5年9月8日（沖公委（地）第128号）
⑪答申年月日	令和6年1月31日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和5年3月20日付け沖地第1677号による保有個人情報部分開示決定については、妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>審査請求人は、本件特定文書の黒塗り3番目及び黒塗り2番目の不開示部分（以下「当該情報」という。）を開示すべきとしており、その他の不開示部分については審査請求の開示対象としていない。審査会は、当該情報の不開示決定の妥当性について、次のとおり判断する。</p> <p>審査会において、当該情報を見分したところ、当該情報には、訴え人が、臨場した警察官に説明した具体的な発言内容が記載されていることを確認した。</p> <p>実施機関の主張のとおり、当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、当該情報が開示されることにより、第三者の身体の安全、住居等の平穏等、個人の正当な権利利益を害するおそれがあることが認められることから、実施機関が条例第15条第3号に該当するとして不開示とした判断は妥当である。</p> <p>なお、審査請求人は、訴え人からの聴取内容を警察官から知らされていることから、当該情報は、第三者の権利利益を不当に害するおそれはない旨を主張しているが、当該不開示情報である第三者の発言内容と審査請求人が警察官から伝えられた聴取内容が完全に一致すべきものであるとはいえない。</p>